

前橋市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により、都市計画部（市街地整備課、区画整理課）及び教育委員会事務局（教育施設課）の工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年7月10日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監
令和元年7月10日

前橋市長 山本 龍 様
前橋市議会議員 阿部 忠幸 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	藤 江 彰
同	富 田 公 隆

工事監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した都市計画部（市街地整備課、区画整理課）及び教育委員会事務局（教育施設課）の工事監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

内 監
令和元年7月10日

前橋市教育委員会教育長 塩 崎 政 江 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	藤 江 彰
同	富 田 公 隆

工事監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した教育委員会事務局（教育施設課）の工事監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

都市計画部 工事監査結果報告書

(市街地整備課、区画整理課)

1 監査対象部局及び対象工事等 (別紙工事監査対象工事(業務)一覧表のとおり)

都市計画部	市街地整備課	10件
〃	区画整理課	14件

2 監査期間

平成31年4月12日から令和元年7月10日まで

3 監査方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、工事ごとに関係書類(設計図書及び契約書等)の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施しました。

4 監査結果

監査対象とした各工事の計画、設計、積算、施工等については、おおむね適正であると認められましたが、下記の記載のとおり適切な運用や検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 市街地整備課 (要望事項 2件)

ア 電子納品ガイドライン【土木委託業務編】の適切な運用について (要望事項)

二中地区(第三)土地区画整理事業 換地計画作成業務において、特記仕様書では電子成果品での提出を求めているにもかかわらず、電子納品ガイドライン【土木委託業務編】に基づいた、事前協議や電子データの内容確認及びウイルスチェックの全部、若しくはその一部について協議又は確認されないまま受理されていた。また、提出された成果品の個人情報の取り扱いが不明確であった。

電子納品ガイドラインの運用方法及び業務費用の計上を含め、所管する契約監理課、情報政策課と協議の上、適切な運用を図られたい。

イ 測量・設計業務における積算基準の適切な運用について (要望事項)

二中地区(第三)土地区画整理事業 換地計画作成業務において、平成29年度に群馬県積算基準が改訂され、協会歩掛等の取り扱いは特別調査又は見積もりを徴収することとされたが、所管所属にあつては、群馬県積算基準の改訂を適用せずにUR都市機構の積算要領及び公益社団法人街づくり区画整理協会の積算資料を参考に区画整理事業独自の歩掛を作成し積算していた。

土地区画整理事業に係る業務の積算に当たっては、群馬県の積算基準に合致していない部分もあることから、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、所管する契約監理課と協議の上、独自で作成した基準の見直しを行い、積算基準の明確化

を図るよう検討されたい。

(2) 区画整理課（要望事項 2件）

ア 電子納品ガイドライン【土木委託業務編】の適切な運用について（要望事項）

六供土地区画整理事業 出来形確認測量業務ほか2業務において、特記仕様書では電子成果品での提出を求めているにもかかわらず、電子納品ガイドライン【土木委託業務編】に基づいた、事前協議や電子データの内容確認及びウイルスチェックの全部、若しくはその一部について協議又は確認されないまま受理されていた。また、提出された成果品の個人情報の取り扱いが不明確であった。

電子納品ガイドラインの運用方法及び業務費用の計上を含め、所管する契約監理課、情報政策課と協議の上、適切な運用を図られたい。

イ 測量・設計業務における積算基準の適切な運用について（要望事項）

六供土地区画整理事業 出来形確認測量業務ほか2業務において、平成29年度に群馬県積算基準が改訂され、協会歩掛等の取扱いは特別調査又は見積もりを徴収することとされたが、所管所属にあっては、群馬県積算基準の改訂を適用せずにUR都市機構の積算要領及び公益社団法人街づくり区画整理協会の積算資料を参考に区画整理事業独自の歩掛を作成し積算していた。

土地区画整理事業に係る業務の積算に当たっては、群馬県の積算基準に合致していない部分もあることから、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、所管する契約監理課と協議の上、独自で作成した基準の見直しを行い、積算基準の明確化を図るよう検討されたい。

市街地整備課

令和元年度 第1回工事監査 対象工事(業務)一覧表

(No.1)

No.	台帳契約番号	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
1	4301000453	新前橋駅前第三土地区画整理事業 区画道路整備工事(第1工区) 延長 119.6m 幅員 6.0m 落蓋式側溝(30×50) 143.4m 表層工(t=4) 181.7m ² 上層路盤工(t=15) 181.7m ² ほか	古市町地内	30.7.27	30.7.31	31.1.30	
2	4301000703	千代田町三丁目土地区画整理事業 電線共同溝工事(第2工区) 延長 47.9m 電線共同溝(電力管) 36.1m 電線共同溝(通信管) 42.0m 電線共同溝(特殊部) 4基 スリット型側溝(30×30) 44.1m ほか	千代田町三丁目地内	30.9.10	30.9.13	31.3.14	
3	4301000761	二中地区(第一)土地区画整理事業 区画道路整備工事(第3工区) 延長 89.8m 幅員 6.0m 落蓋式側溝(30×50) 149.4m 土止型落蓋式側溝(30×50) 40.0m 上層路盤工(t=15) 456.6m ² ほか	三河町一丁目地内	30.10.1	30.10.3	31.3.15	
4	4301001094	二中地区(第一)土地区画整理事業 側溝整備工事(第5工区) 延長 86.3m 幅員 8.0m 落蓋式側溝(30×50) 85.4m 集水枳工(60×60) 1箇所	三河町一丁目地内	30.11.29	30.12.4	31.3.15	
5	4302000001	二中地区(第三)土地区画整理事業 換地計画作成業務 換地計画書作成 一式 変更事業計画書作成 一式 出来形確認測量 一式 地区界測量 111点	朝日町一丁目ほか 5か町地内	30.5.18	30.5.24	31.3.13	
6	4302000138	都市再生整備計画事業 広瀬川河畔緑地設計業務(市整第1号) 基本設計 0.72ha 実施設計 0.56ha 撤去設計 0.56ha ワークショップの開催・運営 一式 ほか	千代田町三丁目、 千代田町五丁目地内	30.9.20	30.9.21	31.3.18	
7	4302000194	新前橋駅前第三土地区画整理事業 建築物等調査算定業務 第2号 建物 調査・図面・算定 1棟 工作物 調査・図面・算定 2戸 機械設備 調査・図面・算定 1事業所 動産 調査・図面・算定 1戸 ほか	新前橋駅前第三土地区画 整理事業区域内	30.11.1	30.11.6	31.3.11	

区画整理課

令和元年度 第1回工事監査 対象工事(業務)一覧表

(No.2)

No.	台帳契約番号	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
8	4301000316	元総社蒼海土地地区画整理事業 宅地造成等工事 (第5号) 造成面積 4,608.8m ² 路床盛土 508.3m ³ 路体盛土 9,839.9m ³	元総社町地内	30.7.4	30.7.6	30.11.26	
9	4301000446	小暮土地地区画整理事業 区画道路整備工事 (第1工区) 延長 207.2m 幅員 5.5~6.0m 落蓋式側溝(30×30) 299.9m 落蓋式側溝(30×40) 2.0m 表層工(t=4) 1,133.2m ² 上層路盤工(t=15) 1,109.9m ²	富士見町時沢地内	30.7.27	30.7.31	31.2.26	
10	4301000457	松並木土地地区画整理事業 区画道路整備工事 (第2工区) 延長 122.8m 幅員 6.0m 内径200mm塩ビ管 43.2m 落蓋式側溝(30×40) 98.7m 車道舗装(t=4) 576.1m ² 置換工(t=50) 288.1m ³	天川大島町地内	30.7.25	30.7.31	31.2.5	
11	4301000565	駒形第一土地地区画整理事業 都市計画道路整備工事 (第1工区) 延長 242.9m 幅員 17.0m 自由勾配側溝(40×40~50) 87.5m L型側溝工 489.9m 下層路盤工(t=39) 2,527.7m ² ほか	駒形町地内	30.9.12	30.9.18	31.3.18	
12	4301000630	元総社蒼海土地地区画整理事業 都市計画道路整備工事 (第5工区) 延長 213.5m 幅員 6.0~20.0m 落蓋式側溝(30~50×50~60) 174.4m 管渠型側溝(30×30) 60.4m 基層工(t=5) 276.0m ² ほか	総社町総社地内	30.8.27	30.8.31	31.2.28	
13	4301000635	文京町四丁目土地地区画整理事業 都市計画道路整備工事 (第2工区) 延長 270.1m 幅員 6.0~18.0m 歩道舗装(t=3) 375.0m ² 車道舗装(t=4) 230.7m ² 落蓋式側溝(30×50) 145.5m ほか	文京町四丁目地内	30.8.28	30.8.31	31.2.25	

No.	台帳契約番号	工事、業務名称	工事、業務場所	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		工事、業務概要					
14	4302000017	六供土地区画整理事業 出来形確認測量業務 測量区域面積 16.1ha 4級基準点測量 55点 面積確定測量 1,160点	六供町地内	30.6.11	30.6.15	31.2.22	
15	4302000050	西部第一落合土地区画整理事業 換地設計及び現地測量業務 換地設計準備 一式 土地評価 一式 換地設計 一式 現地測量 一式	元総社町、鳥羽町地内	30.7.19	30.7.20	31.3.27	
16	4302000102	五代南部工業団地（拡張）土地区画整理事業 換地計画書作成業務 地区面積 9.34ha 換地計画書作成 一式 変更事業計画書作成 一式 換地処分関係書作成 一式 国土調査法第19条第5項申請書作成 一式 ほか	五代町地内	30.8.6	30.8.9	31.2.20	
17	4302000193	元総社蒼海土地区画整理事業 建築物等調査算定業務 第10号 建物 調査・図面・算定 5棟 建物 調査・図面 3棟 工作物 調査・図面・算定 2戸 工作物 調査・図面 2戸 動産 調査・図面・算定 2戸 動産 調査・図面 2戸 ほか	元総社蒼海土地区画整理 事業区域内	30.11.5	30.11.6	31.2.15	

市街地整備課

令和元年度 第1回工事監査 対象移転補償一覧表

(No.4)

No.	伝票番号	業務名	土地区画整理地区名	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		補償概要					
18		土地区画整理事業に伴う移転補償	二中地区(第一)、 千代田町三丁目地区、 新前橋駅前第三地区				
		木造建物、鉄骨造建物、工作物、立竹木、その他 3件					

区画整理課

令和元年度 第1回工事監査 対象移転補償一覧表

(No.5)

No.	伝票番号	業務名	土地区画整理地区名	契約日	着工日	完成日	変更 完成日
		補償概要					
19		土地区画整理事業に伴う移転補償	駒形第一地区、 元総社蒼海地区、 文京町四丁目地区、 小暮地区				
		木造建物、軽量鉄骨造建物、鉄骨造建物、工作物、立竹木、その他 4件					

教育委員会事務局 工事監査結果報告書

(教育施設課)

1 監査対象部局及び対象工事

教育委員会事務局 教育施設課
南橘公民館本館改築建築工事

2 監査期間

平成31年4月12日から令和元年7月10日まで

3 監査方法

工事監査については、工事が適正かつ効率的に行われているか、経済的に妥当なものであるかなどを主眼とし、工事関係書類（設計図書及び契約書等）の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、通常必要と認められている監査手続により書類審査及び現場実査を実施しました。

なお、工事の技術的な指導及び助言については、協同組合総合技術士連合の技術士に協力を得ました。

4 監査結果

監査対象とした工事の計画、設計、積算、施工等については、おおむね適正であると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 屋上からの転落事故防止対策について（指摘事項）

南橘公民館本館改築建築工事において、2階屋上部分の東側及び南側側端に設けた立ち上がり壁の高さは60センチメートルとなっており、当該立ち上がり壁に手すり等の設置は計画されておらず、館内から屋上への出入口となる建具の締め金具も施錠のできないクレセント型のものとなっていることから、屋上からの転落などによる事故の発生が懸念されるものである。

屋上を不特定多数の人が使用する場合、建築基準法施行令第126条第1項で屋上広場又は2階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならないと規定されていることから、転落などの事故を防ぐため、安全を確保する上で必要、かつ適切な事故防止、防護策を講じられたい。